

IJDI様専用『長期所得補償プラン』のご案内

保険期間：2026年1月1日～2027年1月1日

保険募集期間：2025年11月4日（火）～2025年11月14日（金）

**長期休職による収入減少が不安な方は、
収入減に対する補償として
「IJDI様長期所得補償プラン」のご加入を
ご検討ください！**



私たちには「からだ」と「こころ」の**健康**が不可欠です！

心配事は・・・？

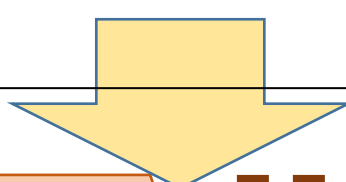


長期の入院・休職

メンタルヘルスの不調

職場復帰

心配事はたくさんありますが、特に大きな心配は
長期の休職による収入の減少です。



病気や
不慮のケガ
による休職

① 有給
休暇
による
収入

② 健康保険
（傷病手当金）
による収入

①と②の期間満了後
の収入 → 無し

長期の休職時の収入減の不安

もしも、病気やケガで休職した場合・・・

有給休暇や健康保険の手当（傷病手当金）などで一定期間の収入は補填されますが、それらの期間を超える長期の休職となった場合、私たちの収入は無くなってしまいます。

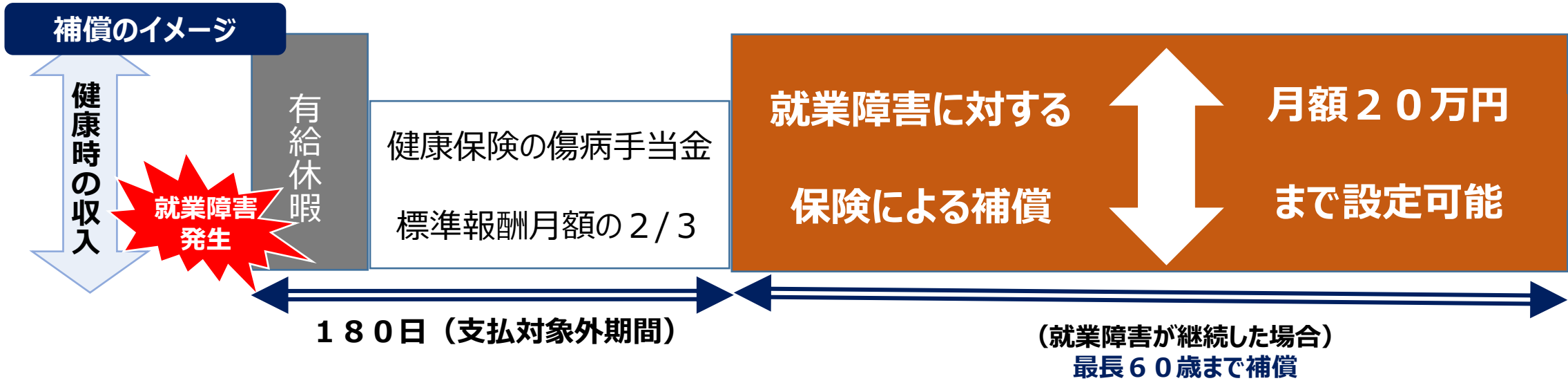
*** 資料請求は、次ページのメールorQRコードの問い合わせページまでご連絡をお願い
致します！**

団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
2024年1月1日始期契約より適用対象外となっております。ご注意ください。

長期所得補償プラン【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】の補償内容

従業員が、**メンタル不調（※）を含む病気やケガで長期間働けなくなった場合の収入の減少を補償する保険**です。

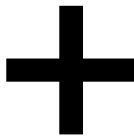
（※）メンタル不調に伴う精神障害（気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱など）による就業障害を補償します。ただし、精神障害による就業障害の場合の補償期間は2年間が限度となります。



* 保険の支払対象となる就業障害とは・・・
【支払対象外期間中の就業障害の定義】 被保険者(保険の対象となる方)の経験、能力に応じたいかなる業務も全く従事できない状態
【支払対象期間開始後の就業障害の定義】 被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができずかつ所得喪失率が 20 % の状態

月払保険料（1口5万円あたり）

タイプA	男性	女性
満15～24歳	511円	339円
満25～29歳	527円	439円
満30～34歳	568円	578円
満35～39歳	680円	823円
満40～44歳	976円	1,276円
満45～49歳	1,329円	1,706円
満50～54歳	1,608円	1,907円
満55～59歳	1,508円	1,586円



SOMPO 健康・生活サポートサービス

加入者様向けに、以下のサポートサービスもご用意しております。

健康・医療相談、医療機関情報提供、専門医相談（予約制）、介護関連相談、メンタルヘルス相談
人間ドック等検診・検査紹介・予約、法律・税務・年金相談（予約制・30分間）、メンタルITサポート（WEBストレスチェック）

* 上記従業員様向けサービスは、24時間365日対応しております。ただし、メンタルヘルス相談は、平日9:00～22:00、土曜10:00～20:00（日祝・年末年始(12/29-1/4)を除きます。）の対応となります。

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。（人事労務担当者向けサービスの場合、企業・団体名・証券番号をお聞きすることがございますので、ご了承ください。）
（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。
（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店のホームページをご参照いただくか、お電話でお問い合わせください。

<https://www.ilas.co.jp/insurance/ibm/#dantai>

お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社アイラス
〒112-0013 東京都文京区音羽2-10-2
日本生命音羽ビル4F
TEL：0120-067-110
E-MAIL: ilashoken@ilas.co.jp



【引受保険会社】



損害保険ジャパン株式会社

企業営業第四部第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：03-3231-4140
（受付時間：平日午前9時から午後5時まで）

SJ25-06902（2025/9/6）